

STOP! THE ^{—やんば—}ハッ場ダムニュース



IN埼玉

No.21 2008.12.10.

●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子 ●

ハッ場ダム
住民訴訟4周年

東京が結審、

埼玉の証拠調べは来年へ

11月30日、日本青年館で「ハッ場ダム事業への負担金差し止めを求める住民訴訟」4周年の報告集会が開催され、この裁判のゆくえを守る230名余りの大勢の人たちが参加した。

講演では「脱ダム宣言」の田中康夫氏が、いかにダムが時代遅れであるかを語り、ダムの時代は終わったと熱演した。

東京の住民訴訟は11月25日に結審し、来春には判決が出る。これに次ぎ茨城、群馬、千葉も結審する。埼玉はこれから証拠調べになるだろう。他の地裁で熱弁証言を経験した嶋津さんの尋問が待ち遠しい。次回の裁判では、証人の採否が期待されるが・・・。



第19回裁判は来年1月14日(水)午前11時～ さいたま地裁 105号法廷

埼玉訴訟もこれからが山場を迎える。他の法廷で明らかになったハッ場ダム計画のいいかげんさを国民主権で是正したいと望んでいる。しかし、現地の生活再建に対する支援策はこれからだ。更なる課題がこのダム計画の影にあることを受け止め、埼玉の会としても活動を進めなければならない。
(大高文子)



目次

- 2 : 口頭弁論期日報告(野本)
- 3 : 脱ダムの流れは確実(嶋津)
- 5 : 現地で思う『ダムより森林整備』(吉田)
- 前橋裁判官が現地視察(大高)
- 6 : 市民訴訟4周年報告集会(河登) 7 : インフォメーション

第18回口頭弁論期日のご報告

弁護士

野本夏生

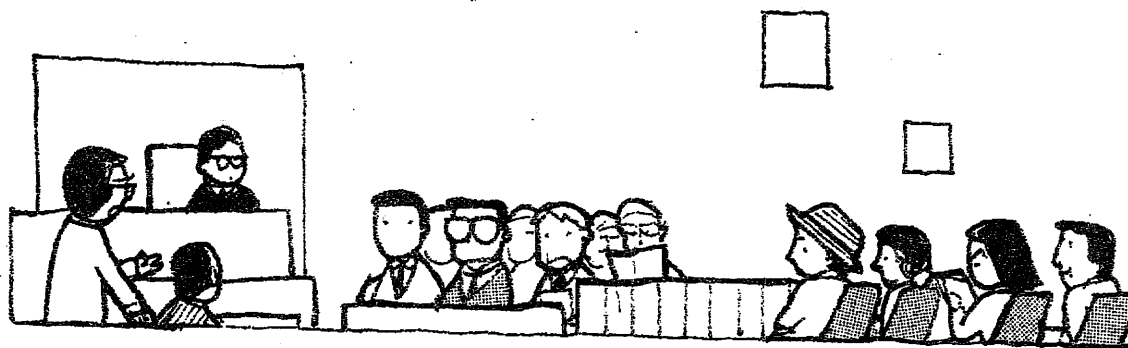
八ッ場ダム埼玉訴訟は、10月29日水曜日の午後4時から、18回目の口頭弁論期日が開かれました。

この期日では、原告から「財務会計行為論」を展開した準備書面を提出しました。この八ッ場ダム訴訟は、地方自治法で認められた『住民訴訟』という訴訟形態を活用しています。この住民訴訟というのは、地方自治体の違法な財務会計行為を是正して自治体の損害を補填させることを目的とするものであるため、自治体の行為であれば何でも俎上にのせられるというのではなく、財務会計行為の是正を求めるものでなければなりません。埼玉訴訟では、この論点についての主張のやり取りはこれまでほとんど行われていなかったのですが、前回の期日に裁判長から、“水特法および基金の負担金支出について原告はどのような違法事由を主張することになるのか”との釈明があったため、これに応じる形で今回、この準備書面を提出することにしました。

また、前同期日に原告が申し立てをした調査嘱託については、今回の期日までの間に、被告からの反論、原告の再反論、さらにこれに対する主張のやり取りと激しい応酬があり、採否がどうなるかと不安だったのですが、裁判所は比較的あっさりとして採用を認めてくれました。被告は、利水安全度を1/10にすると利根川・荒川水系からの安定供給可能量が減ってしまうと力説している訳ですが、この被告の主張にどれほどの根拠があるのか、資料が出てくるのが今から楽しみです。

当初、今回の期日に証人の採否が決まる予定でしたが、調査嘱託が採用されて国交省から資料提出が予想されること、被告から利水問題についての再反論書面が提出されず次回廻しとなったことから、もう1期日を入れることになりました。

次回は、年が明けてから、来年1月14日水曜日の午前11時からとなります。皆さんの傍聴、よろしくお願い致します。



知事たちが川辺川ダム~~の~~白紙撤回、大戸川ダム~~の~~凍結を要求

『脱ダム』の流れは確実なものに

嶋津 暉之



■熊本県知事と淀川水系府県知事の意見表明

去る9月11日に熊本県の蒲島郁夫知事が、川辺川ダム計画（球磨川支流・川辺川）の白紙撤回を求める見解を發表しました。そして、11月11日には、滋賀・嘉田由紀子、大阪・橋下徹、京都・山田啓二知事らが、大戸川（だいどがわ）ダム（淀川支流・大戸川）の建設凍結を求める共同見解を發表しました。川辺川ダムは水没予定地の住民の移転がほとんど終了して、仮バイパストンネル工事も終り、本体工事直前まで行っていますし、また、大戸川ダムも住民の移転が終了していますが、ダム中止の可能性が濃厚となりました。

新たにダムをつくって自然を壊すのはもう沢山だという脱ダムを求める世論がこれらの知事の見解發表を後押ししました。

八ッ場ダムも脱ダムを求める世論によって中止の可能性が出てきています。一つは6都県地裁での裁判の結果で、一つは衆議院議員選挙の結果で、もう一つは来年夏の東京都議会議員選挙の結果です。

民主党のマニフェストというべき「政策INDEX2008」には、「川辺川ダム、八ッ場ダムを中止し、生活再建を支援します。」という文章が入りました。共産党や社民党の公約にも八ッ場ダム中止が入ることになっていますので、総選挙の結果によってダム中止の可能性が十分にあります。

東京都議会では今年3月の八ッ場ダム基本計画変更案（工期の5年延長）についての本会議採決で56対68と、反対と賛成が拮抗しましたので、来年7月の選挙で野党側が勝てば、都議会から八ッ場ダムからの都の撤退を求めていくことができます。

このように、八ッ場ダムについても脱ダムの流れが確実にできつつあるのです。

■脱ダムの流れをつくり出した市民の運動

ダムの白紙撤回や凍結を求めた上記の知事たちの見解發表にはもちろん大いに拍手を送りますが、必ずしもこれらの知事たちが特に優れた見識を持っているから、そのような見解が出たということではないと思います。

まず、淀川水系について見ると、大阪の橋下知事にいたっては、職員の働きぶりを監

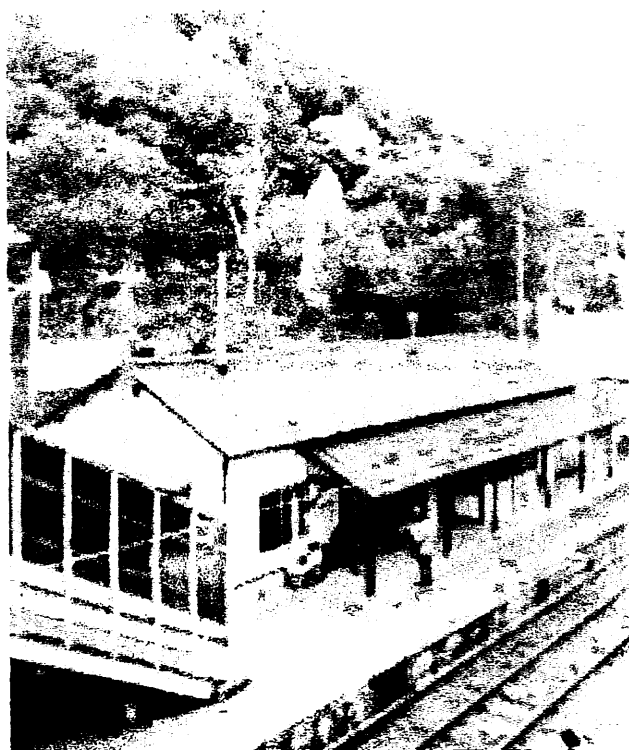
視するため、ビデオの隠し撮りをしたり、あるいは全国学力テストの結果を市町村ごとに公表することを求め、教育に差別を持ち込もうとする人間ですから、まともな見識などあるはずがありません。それに比べれば、滋賀の嘉田知事は2年前の知事選で脱ダムを公約にして当選した人ですから、それなりの見識を持っているのですが、一時期にはダム容認に変わったとも受け取れる発言をしていました。

しかし、淀川水系流域委員会の多数派とそれを支える市民たちが淀川水系の新規ダムに対して異論を唱え続け、ダムNo.の世論の流れがつけられました。その流れに逆らうのは得策ではないと考え、知事たちが今回の共同見解を発表したものと思われま。ただし、計画中の4ダムのうち、大戸川ダムには反対したものの、残りの川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発（放流トンネルの増設）は容認し、丹生（にう）ダムは事業費不明などを理由に意見を留保しているのですから、脱ダムといっても、不十分なものです。

一方、川辺川ダムについてはどうでしょうか。今年3月に知事になった蒲島氏は川辺川ダムに関する有識者会議を5月に設置しました。9月はじめに出た有識者会議の最終報告書は委員8人のうち、5人がダム賛成、3人が反対で、共通意見は玉虫色ですが、限りなくダム容認に近いものでした。この最終意見書に沿って知事の見解を述べるとすれば、それはダム容認になるようなものでした。ところが、その見解発表の直前になってダムサイト予定地の相良村長と、川辺川ダムの受益予定地であるはずの人吉市長が、ダム反対の世論の高まりを受け、相次いでダム計画の白紙撤回を求めたことにより、ダム反対の流れは一気に強まりました。

その潮流の中では蒲島知事にとってダム反対の選択肢しかなく、上記の見解発表に至ったものと思われま。球磨川流域の人たちが川辺川ダム中止のための運動に大変なエネルギーを注いできたことにより流域住民そして県民の大多数がダム中止を求めるようになっているのです。

淀川水系でも、球磨川流域でも市民の運動が作り出した脱ダムの流れが、知事たちのダム反対の見解発表をもたらしました。ダム中止を勝ち取れるか否かは一にも二にも市民運動の拡がり、盛り上がりにかかっていると言えるでしょう。



▲ ハッ場ダムで水没予定の川原湯温泉駅

-----●現地に行ってみて思う-----

『無駄なダム建設より、森林整備を』



-----吉田久栄-----

縁あって八ツ場ダムの裁判に関わるようになり 11月4日初めて吾妻溪谷に行ってきました。

大宮から急行草津で二時間足らず、関東平野を北上し、だんだんと山並みが迫ってきて緩やかに山を登って行くと、小さな山間の川原湯温泉駅に到着しました。Suicaの使えない昔ながらのひなびた風情の駅です。黄色の多い紅葉が盛りを迎えていました。

連れの方たちと美味しい舞茸のてんぷらのお蕎麦を食べて、溪谷を眺めながら国道を歩き鹿飛橋から駅に戻るように山道を歩き秋の吾妻溪谷を満喫しました。

首都圏から日帰りも出来る距離で、こんなに素敵どころがダムの底に沈んでしまうのは本当に惜しいと思います。

50年も前に計画されて今まで無くても不都合がなかったダム。環境を破壊し、そこに住む人たちの生活を破壊し、馬鹿馬鹿しい税金の無駄遣いの八ツ場ダム。ダムを造るかわりに日本中の森林を守って欲しいと願っています。

裁判を傍聴するようになり、裁判に関わる方たちのお話を聞くようになり、国のやっているダム政策の酷さにびっくりしました。また、国に異議申し立てしている方たちの、勇気のある知性と爽やかさにも感激しました。このことを自分の周りの人たちに話して、少しずつでも広げていこうと思っています。

異例！ 前橋地裁裁判官が現地を視察！！

紅葉の最盛期の去る11月4日、前橋地裁の裁判官が現地進行協議として、八ツ場ダム建設予定地の視察を行った。最近の裁判では珍しい事だそう。

裁判官3名に原告側の群馬の会10名、国交省関東整備局職員10名が同行し、鹿飛橋→二社平滑落崖→ダムサイト予定地→滝見橋へと予定時間を延長しての1時間30分あまりの視察であった。現場では、原告側弁護士が熱弁を揮い説明、ダムサイトでは国交省職員がダムサイトの安全性を話したそう。

また、各都県の訴訟関係者総勢50名が、美しい吾妻溪谷を残して欲しいという想いを裁判官に訴えたく集結。そして紅葉散策に訪れた人々にチラシ配布や地元住民の生活再建を求める署名活動も行った。八ツ場ダムにおける受益者住民と国交省の考え方には大きく違いがあり、鶴呑みの自治体。だからこそ、司法の場での判断に期待したい。

(大高文子)

●2008年12月3日●

ストップ ハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会



所沢市
河登一郎

11月30日、「ストップハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会」が東京青山の「日本青年館」で行われました。4年前に首都圏1都5

県で同時提起した「ハッ場ダム住民訴訟」の合同集会です。定員300人の中ホールをほぼ埋め尽くしました。首都圏住民の衰えぬ関心の高さの証明です。松平晃さんのトランペット演奏という洒落た幕開けで始まりました。

1. **記念講演は、田中康夫さんの「脱ダムは脱ムダ」**と題するお話です。公共事業や官僚／自治体職員に関する持論を持ち前の早いテンポで展開されました。
 - (1) 多くの公共事業が単にムダであるだけでなく、官僚の天下り団体に随意契約で発注されるために健全な競争原理が働かず、住民が高価な買い物を強いられていること；
 - (2) 官僚や自治体職員はお上の指示や前例主義にどっぷりと浸かっていて自分の頭で考える習性がないけれど、うまく動機付ければ潜在的な能力を発揮することなど、長野県知事時代の経験を踏まえて聞き応えのあるお話でした。
2. **全体弁護団長の高橋弁護士**は、主としてご自分が深く研究された2大争点について、〈国交省のウソ〉を鋭く指摘されました。
 - (1) 八斗島での基本高水について：国交省がハッ場ダムが必要である根拠として公表している毎秒22,000m³は、彼らが内部資料としている同16,750m³より大幅に過大であり、科学的根拠がなく、国交省自身この数字の根拠について説明できないこと；
 - (2) ダムサイトの岩盤崩落や住居移転地がダムに伴う脆弱な岩盤への浸水で地滑りの危険性があることなど、現場の写真・図解その他資料を駆使して具体的に説明されました。
3. **全体弁護団事務局長の広田弁護士**は、4年間の訴訟を次のように総括し

ました。

- (1) 被告側の本訴訟を回避しようとする主張は、原告側の科学的な論証によって一つずつ後退していったこと、即ち、①本件は「政府の政治的判断」だから「司法判断」にはなじまない、②直轄ダムの建設は国（国交省）の権限だから都県知事には拒否する権限がない、③住民訴訟は財務会計行為の違法性だけが対象だからダム建設の是非には及ばず、④証人尋問の必要はない。
- (2) しかしすべての裁判所で、ダム建設にかかる実質上の判断に関する口頭弁論及び証人尋問が認められ、原告側の科学的な論証が4年間にわたって続けられたこと。
- (3) 特に11月25日に結審した東京地裁での訴訟では、450ページに及ぶ最終準備書面が提出され、住民訴訟の歴史に残る訴訟だったこと。
- (4) この裁判を通じて訴訟以上のものを得たこと。即ち、①日本の民主主義・地方分権・情報公開の未熟さ、②官僚の牢固たる私益追求・隠蔽・無責任・不誠実な体質、③これに対して、市民運動の質の高さ・志の高さを実感し、弁護士報酬には代えられない感動得たと同時に、本訴訟に協力したことを誇りに思うこと、④この裁判はダムを止めるか否かだけでなく、「この国のかたち」についての運動であること。

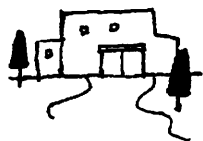
4. 1都5県それぞれの代表から、各都県の訴訟について報告されました。

埼玉県からは、大西さんが報告されました。埼玉県に特有の問題として、①埼玉県が昨年末水需要予測を下方修正したため（それでもまだ過大だが）ダムが必要との論拠が崩れ、利水安全度を1/5から1/10に変更した（裁判の途中でルールを変更＝負けそうになったので土俵の位置を後ろへずらした！）こと、②その問題に関する調査囑託（資料提出要請）が裁判所から認められたこと、③荒川上流の滝沢ダム完成後の3年間で8箇所も周辺地盤・岩盤に亀裂が入ったこと、至近の二瀬ダム周辺民家や道路にも亀裂が見られること、④玉淀ダムは、建設後30年経過して結局有害無益だったので撤去せよとの動きが周辺住民や村長を巻き込んで始まったことなどを報告されました。

5. 最後に、総会アツピールを全員で合意して閉会しました。

以上





次回、第19回裁判の傍聴に来て下さい!

◎ さいたま地裁 105号法廷

2009年1月14日(水) 午前11時~



★ ハッ場あしたの会総会&学習会★

『ダムあり・ダムなし ハッ場現地の行く末は?』

■日時; 2008年12月13日(土) 13:30~ (総会) 14:00~ (学習会)

■会場; ECO としま (豊島区立生活産業プラザ8階多目的ホール) ★資料代500円

■ゲスト; 大和田一紘さん (都留文科大学講師) 牧山明さん (長野原町議会議員)

◎ 各地の動き ◎

● 東京地裁; 11月25日結審

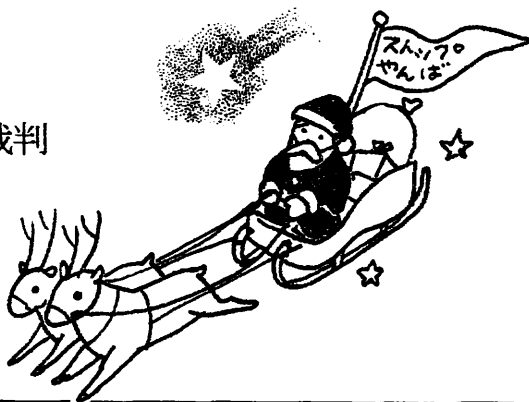
● 千葉地裁; 12月22日第21回裁判

● 宇都宮地裁; 12月25日第19回裁判

● 埼玉地裁; 2009年1月14日第19回裁判

● 水戸地裁; 2009年1月21日結審

● 前橋地裁; 2009年1月23日結審



ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局: さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高 方 TEL&FAX: 048-831-4891

★ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp>

★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>